

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和6年  
4月12日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………一
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………三
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)……………三
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………三
- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………三
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………三
- 公告  
国土調査の成果の認証(政策企画課)……………四
- 土地改良区の役員の届出(農村整備課)……………四
- 建設業の営業の停止命令(監理課)……………五
- 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出(建築指導課)……………五
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………五
- 人委規則  
地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 公安委告示  
技能検定員審査の実施……………六
- 教習指導員審査の実施……………九
- 企業管理公告  
契約の締結……………二二

### 山口県告示第百二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年四月十二日から同年五月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和六年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社岡虎

住 所 防府市大字新田一七四番地一

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社岡虎

所在地 防府市大字新田一七四番地一

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能 (kg/時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	一日当たりの使用 時間の概要
三ーイ	五〇〇	令和六、 五、八	令和六、 五、八	令和六、 五、八	連 続	二時間 変動なし
三ーロ	三〇〇	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「三ーイ」及び「三ーロ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三号の水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設及び洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
三ーロ	七・三	一〇〇	一三〇
三ーイ	七・五	一五〇	一九〇
	七・八	二五〇	二七〇
	〃	三三〇	五〇
	〃	一〇〇	一五
	〃	三〇	三〇
	〃	〃	六・五
	〃	〃	一・二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
排水処理施設	鉄筋コンクリート	九五	活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	(既)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	処理前	処理後	
排水処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	七・三	七・五
	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	一六五	三五
	浮遊物質量 ( $mg/l$ )	三二四	四五
	動植物油脂類 ( $mg/l$ )	三七〇	四〇
	窒素	五〇	一五
	リン	一〇〇	三・四
	汚水等の一日当たりの量 ( $m^3$ )	六六・一五	〇・八一
			二・二

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
	七・五	三五	六六・一五
	七・八	四五	九五

山口県告示第百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年四月十二日

名 医	称 療	所 機	在 関	地	廃 止 年 月 日
ワダ薬局		長門市東深川八〇三の八			令和二、一、一

名 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	名 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	所 在 地	廃 止 年 月 日
株式会社NSS	長門市西深川一 二〇九	訪問看護ステーションすこやか	長門市仙崎二九	令和六、一、三一

山口県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年四月十二日

名 医	称 療	所 機	在 関	地	指 定 年 月 日
ワダ薬局		長門市東深川八一七			令和二、一、一

山口県告示第百二十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和六年四月十二日

名 医	称 療	所 機	在 関	地	指 定 辞 退 年 月 日
医療法人社団東整形外科		宇部市恩田町二丁目八番八号			令和六、五、三一

山口県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年四月十二日

居 宅 介 護 事 業 者	氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所	名 称	所 在 地	事 業 の 種 類	廃 止 年 月 日
株式会社NSS		長門市西深川 一二〇九	訪問看護ステーションすこやか		長門市仙崎二九四	訪問看護	令和六、一、三一

介 護 予 防 事 業 者	氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所	名 称	所 在 地	事 業 の 種 類	廃 止 年 月 日
株式会社NSS		長門市西深川 一二〇九	訪問看護ステーションすこやか		長門市仙崎二九四	介護予防訪問看護	令和六、一、三一

山口県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和六年四月十二日

土地改良区	名称	認可年月日
下関市豊浦町土地改良区		令和六、四、三

山口県告示第百三十二号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和四十七年山口県告示第百十号）の一部を次のように改正する。

令和六年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

古城地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。  
 二 区域の範囲  
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一  
 号と二十号を結んだ線に囲まれた区域（県道大島環状線の道路の区域（令和四年山口  
 県告示第五十二号）を除く。）

郡名	町名	大字名	字名	地番	標柱番号
大島郡	周防大島町	東安下庄	浜村	一〇七六九の七	一号
〃	〃	〃	〃	一八八〇の一	二号
〃	〃	〃	〃	一八五一の三	三号
〃	〃	〃	〃	一八五五の三	四号
〃	〃	〃	〃	一〇七六七の一	五号
〃	〃	〃	〃	一〇七六六の一	六号
〃	〃	〃	〃	一〇七六六の五	七号
〃	〃	〃	〃	一八四四の一	八号
〃	〃	〃	〃	一〇七六六の九	九号
〃	〃	〃	〃	一〇七六六の三	十号
〃	〃	〃	茶屋	一八二〇	十一号
〃	〃	〃	法浄寺	一七九六の三	十二号
〃	〃	〃	〃	一八一二の二六	十三号
〃	〃	〃	〃	一八四三の二	十四号
〃	〃	〃	古城	一〇七六六の二一	十五号
〃	〃	〃	〃	一八六二の二四一	十六号
〃	〃	〃	〃	一八四六の二	十七号
〃	〃	〃	〃	一八五五の五	十八号
〃	〃	〃	〃	一八五七の一〇	十九号
〃	〃	〃	〃	一八五九の一	二十号

(六四) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査  
 の成果を次のとおり認証しました。

令和六年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下 関 市	令和三年四月一日から 令和四年十二月二十一日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	豊田町大字殿敷の一部
防 府 市	令和四年四月一日から 令和五年七月七日まで	防府市地籍図 防府市地籍簿	大字奥畑の一部

二 認証年月日

令和六年四月十二日

(六五) 土地改良区の役員の名目及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地  
 改良区から次のとおり役員の名目及び住所の届出がありました。

令和六年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名目	理事の別	氏名	住所
下関市菊川町土地改良区	理事	石田 節子	下関市菊川町大字日新九三



(六六) 建設業の営業の停止命令

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、建設業の営業の停止を命じました。

令和六年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 処分をした年月日

令和六年三月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 イシマル土木株式会社  
主たる営業所の所在地 防府市酢貝八番一号  
代表者の氏名 石丸 裕子  
許可番号 山口県知事許可（特一）第一一〇二三号

三 処分の内容

(一) 停止を命じた営業の範囲

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業の営業であつて、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号に規定する公共法人又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者であるもの

(二) 営業の停止の期間

令和六年三月二十二日から令和七年三月二十一日まで

四 処分の原因となつた事実

前代表取締役が、刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条の罪により、令和五年十二月二十一日に山口地方裁判所から懲役十月（執行猶予三年）の判決を受け、その刑が確定し、このことが法第二十八条第一項第三号に該当する。

(六七) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

令和六年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社建築構造センター 東京都新宿区新宿一丁目八番一号  
二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
東京都新宿区新宿一丁目八番一号	東京都新宿区新宿一丁目八番一号
仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号	仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号
福島県郡山市中町二丁目一〇番五号	福島県郡山市中町二丁目一〇番五号
群馬県高崎市八島町二丁目二番二八号	群馬県高崎市八島町二丁目二番二八号
さいたま市浦和区高砂二丁目四〇番三三〇号	さいたま市浦和区高砂二丁目四〇番三三〇号
千葉県船橋市葛飾町二丁目四〇番三三〇号	千葉県船橋市葛飾町二丁目四〇番三三〇号
横浜市西区高島二丁目二番二八号	横浜市西区高島二丁目二番二八号
横濱市西区高島二丁目二番二八号	横濱市西区高島二丁目二番二八号
名古屋市中区栄四丁目一四番二二〇号	名古屋市中区栄四丁目一四番二二〇号
三重県四日市市浜田町二丁目一八号	三重県四日市市浜田町二丁目一八号
大根市中央区南本町三丁目四番一五号	大根市中央区南本町三丁目四番一五号
岡根市松江区中原町六番地	岡根市松江区中原町六番地
岡山市北区内山下二丁目三番一九号	岡山市北区内山下二丁目三番一九号
広島市中区八丁堀一五番六号	広島市中区八丁堀一五番六号
香川県高松市亀井町二番地の一	香川県高松市亀井町二番地の一
愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三三〇号	愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三三〇号
福岡市博多区博多駅前二丁目七番二二二〇号	福岡市博多区博多駅前二丁目七番二二二〇号
佐賀市駅前中央一丁目五番一〇号	佐賀市駅前中央一丁目五番一〇号
長崎市万才町三番四号	長崎市万才町三番四号
鹿児島市西千石町一五番二二二〇号	鹿児島市西千石町一五番二二二〇号
鹿兒島市西千石町一五番二二二〇号	鹿兒島市西千石町一五番二二二〇号
沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号	沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

三 変更年月日

令和六年四月十五日

(六八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和六年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市大字末武上字屋敷
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
周南市大字徳山字一ノ井手五五六〇番地の二

株式会社共創



地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月十二日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十三号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「岡山市」を「金沢市 岡山市」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県公安委員会告示第七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和六年四月十二日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）及び技能検定員審査（準中型）
- 二 審査の日時及び場所  
（一）日時 令和六年五月十四日（火曜日）及び同月十五日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで  
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

令和六年四月十七日（水曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

（一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）

（二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転免許の提示（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万三千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千元
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百元
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
  - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類  
技能検定員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 令和六年五月二十二日（水曜日）及び同月二十三日（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
令和六年四月十七日（水曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
  - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
一万九千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた

額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千円
三 教則の内容となっている事項	二千元
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千元
五 技能検定の実施に関する知識	千九百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五十円

備考  
普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
  - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類  
技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 令和六年五月十五日（水曜日）、同月十六日（木曜日）、同月二十日（月曜日）及び同月二十一日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

令和六年四月十七日（水曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転免許証を提示することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千七百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円

備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一 九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和六年六月五日（水曜日）午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和六年四月十七日（水曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転免許証を提示することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五千円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消



印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考  
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一 九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和六年四月十二日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）及び教習指導員審査（準中型）
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 令和六年五月二十七日（月曜日）及び同月二十八日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和六年四月十七日（水曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千六百元
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百元
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和六年六月四日（火曜日）及び同月五日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和六年四月十七日（水曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
  - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
- 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除

される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和六年五月二十七日（月曜日）から同月三十日（木曜日）まで及び同年六月三日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間  
 令和六年四月十七日（水曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一―九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和六年六月五日（水曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和六年四月十七日（水曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を

減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一 九七三―二九〇〇)にすること。



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和六年四月十二日

山口県公営企業管理者 弘 田 隆 彦

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
企業局電気工水課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
電気 千二百九十三万五千四百二十キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和六年二月二十九日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社イーセル 広島市西区井口五丁目六番四号

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

三億三千八百八十三万五千九百二十五円

七 入札公告日

令和六年一月十九日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県公営企業管理者 弘田 隆彦

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

令和六年四月十二日印刷  
令和六年四月十二日発行

発行人 山口県知事  
山口県庁